

豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備費補助金についての留意事項

1 スケジュール

時期（目安）	内 容
整備前年度 8 月	市へ整備計画を提出
整備前年度 2 月	図面、見積書等を市に提出 ※これ以降の変更は原則不可
整備年度 6 月	国内示（補助の可否、補助額等の決定）
整備年度 7 月	市へ交付申請、整備開始
整備年度 3 月前半	整備完了、市へ実績報告

※整備完了後、速やかに事業を開始していただきます。

2 補助対象経費について

補助対象 経費	施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものの整備に係る工事費及び工事請負費。 ※詳細は「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の別表 1 - 2 を参照ください。
補助対象外 経費	土地の買収又は整地に関する費用、職員の宿舍に要する費用、外構工事費、備品購入費（建付けでない家具、工事不要の電化製品、消火器等。）、施設整備に必須ではない費用（太陽光発電パネル、地鎮祭など。）など。 ※補助対象外経費が直接工事費に含まれている場合は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について按分で計算を行ってください。

3 補助金で整備した施設（財産）の処分について

補助金で整備した施設については、厚生労働省が定める「処分制限期間」(*)が過ぎるまでは、厚生労働大臣等の承認を受けないで、転用（他の目的への使用）、譲渡、交換、貸付、抵当権（根抵当権は不可）の設定、取り壊し等の「財産処分」をすることができません（豊田市では、整備を行う建物への抵当権の設定は原則認めていません。）。また、財産処分にあたっては、返還金が発生する場合があります。

※「処分制限期間」：建物の構造や用途によって異なります。

（例 1）鉄筋コンクリート造の事務所 → 処分制限期間：50年

（例 2）木造のグループホーム → 処分制限期間：22年

4 その他

- (1) 補助単価は、毎年度見直しがあります。補助額が変更する可能性がありますので、御承知おきください。
- (2) サービス種別及び利用定員の変更、建物の仕様変更（軽微なものを除く。）は、原則として認められませんので、計画を成熟させた上で御提出ください。
- (3) 今後事業費が増加した場合であっても、補助所要額の増額はできませんので御留意ください。
- (4) 年度内に事業完了ができない見込みとなった場合及び法人設立予定で入札までに認可される見込みがない場合は、速やかに御連絡ください。
- (5) 当事業は、国の会計検査院の検査対象です。
- (6) 工事請負業者は、「豊田市障がい者に関する社会福祉施設等整備に係る契約事務の基準」に基づき、事業者による入札手続き等で決定していただきます。
- (7) 契約及び着工ができるのは、国内示の後です。国内示前の着工は補助対象外になりますので、御注意ください。